

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山口市長 伊藤和貴

市町村名 (市町村コード)	山口市 (352039)
地域名 (地域内農業集落名)	徳地堀 (才谷、関、伏野上・下、中村、須路上・下、堀、上佐、上庄方、下庄方、開作、二ノ宮、漆尾)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月26日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域全体が高齢化しており、中心経営体がリタイアした場合に新たな担い手や後継者がいない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

新規就農者に対し、生産技術や生活支援等の面において集落ぐるみでのフォローアップを行い、将来的には地域の後継者として育成する。
認定農業者及び中心経営体へは、地区内の農業者の協力により、優良農地の農地集積や作業受託を行うことで低コスト化による経営安定を図る。
農産物の加工に力を入れる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	100 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	100 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

当面の間、目標地図の区域において農業上の利用が行われることを基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手の意向と営農状況に応じた適正な規模の農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画の達成に向けて担い手への集積・集約化を進めるため農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域実情の把握を行い、所有者や担い手等の意向も確認し、将来的な農地利用の在り方について検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
貸付意向のある土地と地域内外の農業者とのマッチングを進める。 農業委員会及び市町村と連携し、地権者の意向を反映した目標地図の作成、更新に努める。 新たな担い手の発掘に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業委託によって、農作業の負担を軽減し営農の維持を目指す。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①補助事業を活用し、鳥獣害侵入防止柵を設置、管理する。既に設置している地域については、引き続き実施する。
- ②有機・減農薬・減肥料による農作物生産を引き続き実施する。
- ⑨耕畜連携による循環型農業に取り組む。